

フッ化物洗口研修会【市町村・市町村教育委員会向け】

フッ化物洗口の推進について



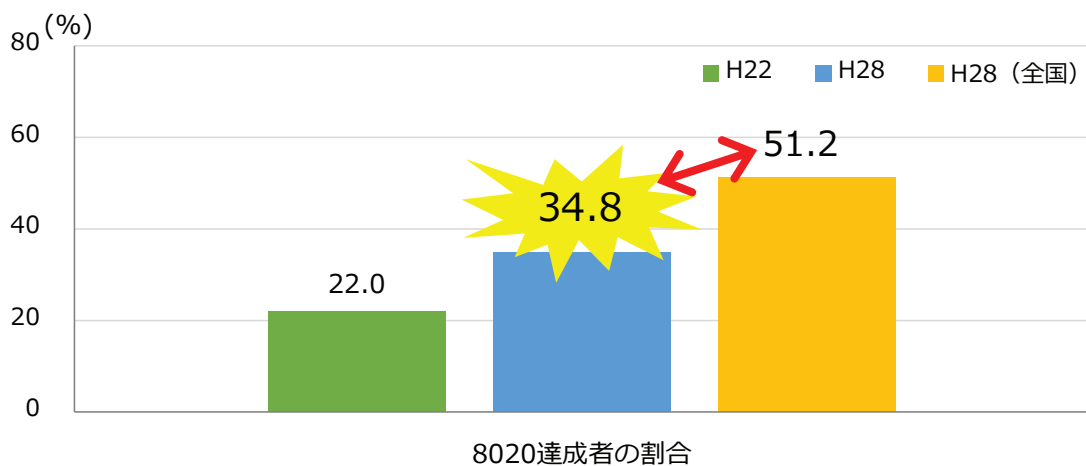
令和6年8月21日

青森県歯科医師会理事 工藤淳治

1 むし歯予防の重要性①

青森県では、平成26年に「青森県歯と口の健康づくり8020健康社会推進条例」を制定
→8020運動を推進（80歳になっても自分の歯を20本以上保とう！）

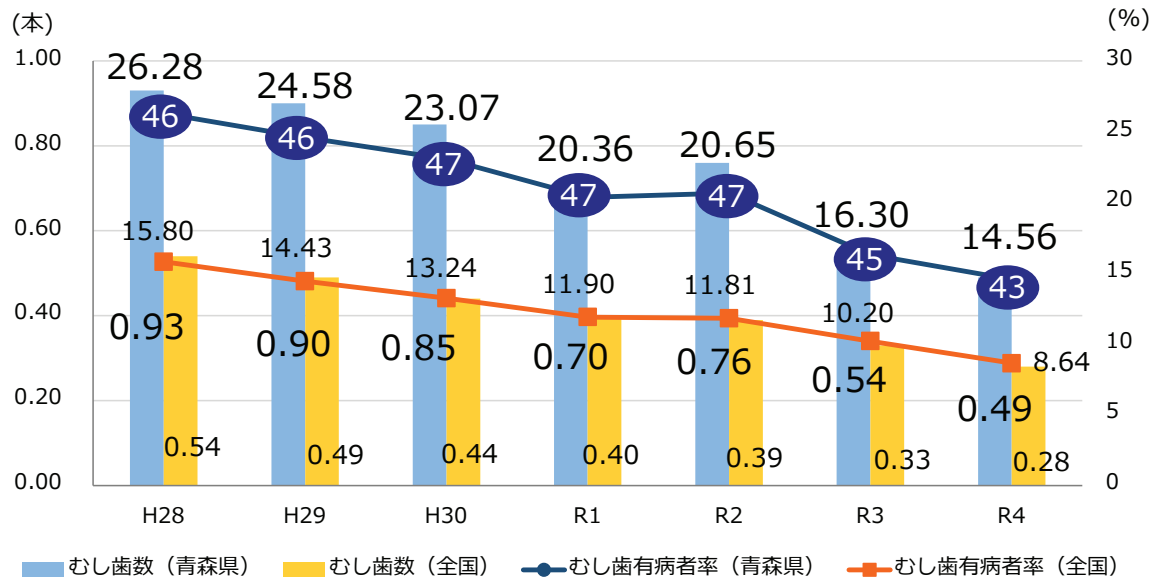
しかしながら・・・全国平均とは大きな差



出典：健康あおもり21（第2次）

2 青森県のむし歯の現状①

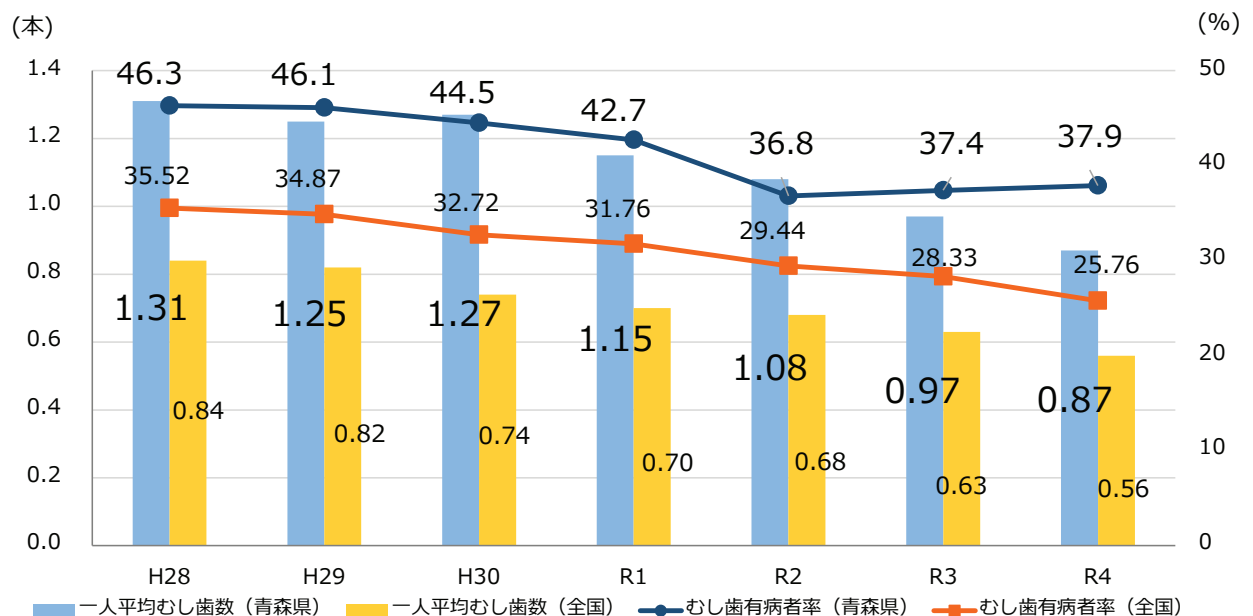
- ・子どものむし歯は減少（改善）傾向だが、全国平均とは大きな差がある
- ・3歳児のむし歯有病者率はワーストレベル（○数字は全国順位）



出典：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

2 青森県のむし歯の現状②

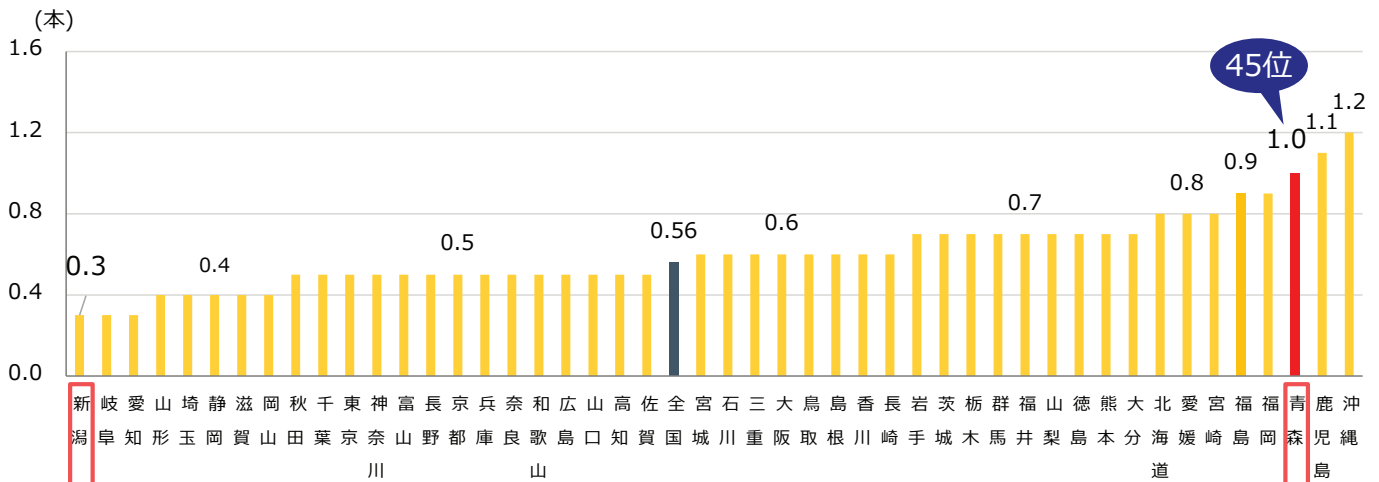
- ・12歳児の一人平均むし歯数も減少（改善）傾向だが、全国との差は大きい



出典：文部科学省「学校保健統計調査」、青森県教育庁「学校保健調査」

2 青森県のむし歯の現状③

- ・本県の12歳児のむし歯数（R4）は全国45位
- ・1970年代からフッ化物洗口を実施している新潟県は、20年以上連続で全国1位

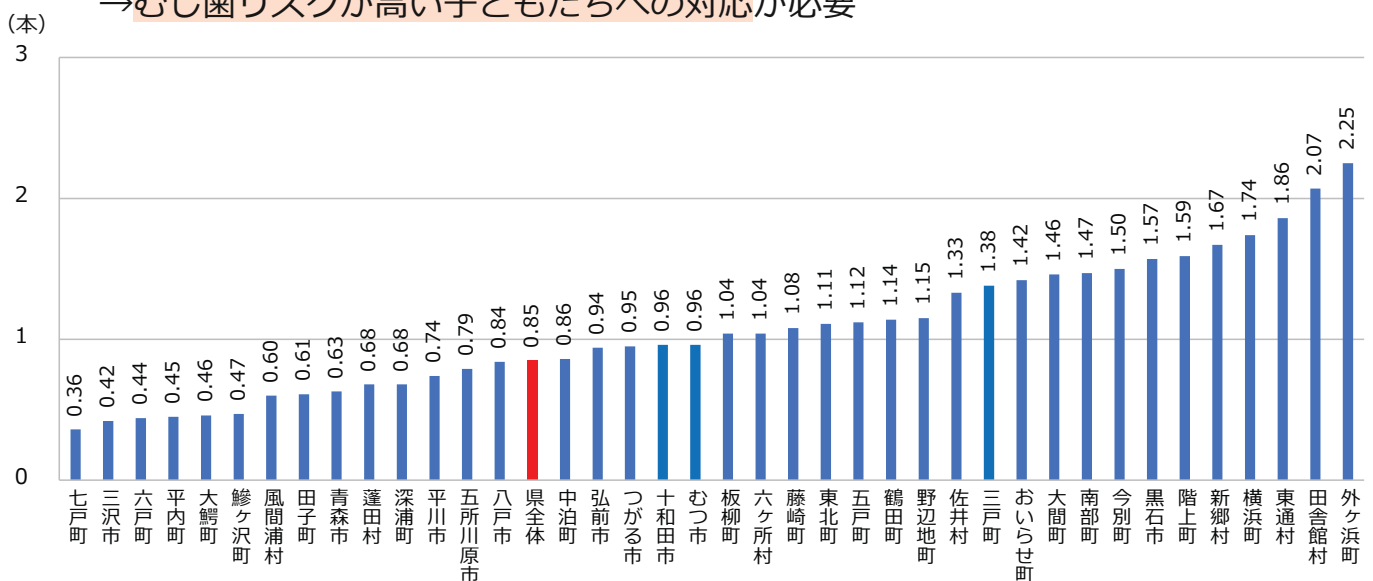


出典：文部科学省「学校保健統計調査」

2 青森県のむし歯の現状④

- ・県内市町村の12歳児の一人平均むし歯数（R5）は地区によって大きな開き
- ・同じ市町村・同じ学校内でも健康格差が存在

→むし歯リスクが高い子どもたちへの対応が必要



出典：青森県歯科医師会「学校歯科委員会だより」

5 集団フッ化物洗口の必要性①



- ・子どものむし歯は、個人の生活習慣や生活環境等による影響を受けやすい病気だが、生活環境等を変えることは容易ではない
- ・むし歯はほとんどの人が経験する社会的な病気→社会全体で予防を図ることが必要

(1) 平等性の面

家庭の生活環境等に関わらず、すべての子どもたちが平等にフッ化物の恩恵を受けることができ、健康格差の縮小につなげることができる。

(2) 教育的な面

子どもたちの歯・口の健康についての意識の向上が図られ、健康教育にもつながる。子どもを通じて保護者等の意識の向上も期待される。

(3) 経済的な面

行政予算の支援で、個人の金銭的負担を少なくし、すべての子どもに予防する機会を設けることができる。

5 集団フッ化物洗口の必要性②

<集団フッ化物洗口のメリット>

- ① 継続性が保たれる。
- ② 実施校内のすべての子どもたちが効果を得られる。
- ③ 歯と口の健康への関心と理解を深めることができる。
- ④ 医療費が下がる。



フッ化物洗口を長期間実施した市町村では、子ども一人あたりの歯科医療費が低いという報告がある。

フッ化物洗口に要する 一人あたりの経費 年間約500円～700円	↔	フッ化物洗口実施と未実施の市町村の 10～14歳の歯科医療費の差 年間約4,600円
--	---	--

2 フッ化物のむし歯予防効果①

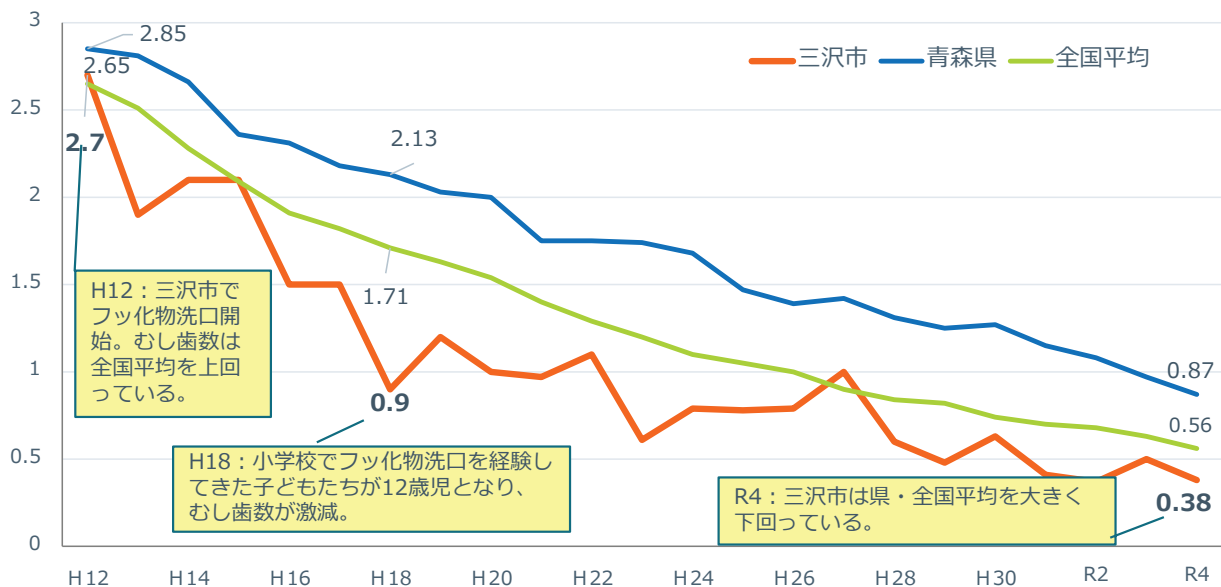
- ・フッ化物が歯やプラーク（歯垢）に作用→歯のむし歯抵抗性を高め、むし歯を予防
 - (1) 歯質の強化 → 酸に溶けにくい丈夫な歯にする
 - (2) 再石灰化の促進 → 初期むし歯の進行を抑える
 - (3) むし歯菌の抑制 → むし歯菌が酸を出す活動を抑える



2 フッ化物のむし歯予防効果②



・H12～フッ化物洗口を実施している三沢市で確実に効果が表れている。



2 フッ化物のむし歯予防効果③

- 小児期に行ったフッ化物洗口は、大人になってからも一定の効果を持ち続けている（新潟県弥彦村の調査／厚生労働省のモデル事業により判明）



5 フッ化物洗口の安全性

- むし歯予防のためのフッ化物洗口は、科学的に安全性、有効性がすでに十分確立。
- 適正な管理のもとでフッ化物洗口を行う限り、急性中毒、慢性中毒が起こる心配はない。

(1) 急性中毒

一度に多量のフッ化物を摂取したときに生じ、吐き気、嘔吐、胃部不快感等の症状が起こる。中毒量は体重 1 kgあたりフッ化物約 5 mg。体重30kgの小学生が週 1 回法でフッ化物洗口を行っている場合、急性中毒が生じるのは約17人分の洗口液を飲み込んだ時。1回分の洗口液を全量誤って飲んだとしても、急性中毒の心配はない。

(2) 慢性中毒

フッ化物洗口により、歯が濁ったり着色したりする斑状歯や骨軟化症が起こる心配はない。

(3) 専門機関によるフッ化物応用の推奨

フッ化物応用によるむし歯予防については、すでに多くの研究者や研究機関が長年にわたってあらゆる面から確認を行い、安全かつ有効であると結論付けている。

安心
安全

1 フッ化物とは

- ・フッ素は自然界に広く存在する元素で、私たちの身体（歯、骨、血液中など）にも存在
- ・食品からの摂取（毎日1mg程度）だけではむし歯予防には不足
→フッ化物を適切に応用し、歯に直接フッ化物を作用させることが有効

フッ素は自然の中であって、お茶や野菜などにも含まれています。

【単位:ppm】(1ppm=0.0001%)



市販の歯磨き粉の90%に
フッ化物が配合されています。

フッ化物は「フッ化ナトリウム」
「モノフルオロリン酸ナトリウム」
と記載されています。



1 フッ化物洗口実施に向けたステップ

ステップ	実施内容
1 市町村内部での意思統一	<ul style="list-style-type: none"> * 実施上の問題点と対応策について検討 * 市町村内部（歯科保健や母子保健主管課、教育委員会）の意思統一・合意 * 地域歯科医師会・薬剤師会への相談及び協力依頼
2 関係者の理解と合意	<ul style="list-style-type: none"> * 市町村、歯科医師会、薬剤師会、医師会、校長等の共通理解を図る * 市町村の実施方針（事業実施計画）の作成 * 関係機関での窓口を明確にする
3 予算化、議会	<ul style="list-style-type: none"> * 市町村における予算案作成 * 議会への説明資料作成
4 教職員の理解	<ul style="list-style-type: none"> * 教職員を対象とした説明会 * 学校への資料配布
5 保護者の理解	<ul style="list-style-type: none"> * 保護者を対象とした説明会、資料配布 * 市町村広報誌の活用 * フッ化物洗口実施希望の確認
6 実施に向けた準備・学校における実施	<ul style="list-style-type: none"> * 用具、器材の購入 * 実施方法について教職員の実技研修 * うがいの練習



1 フッ化物洗口実施に向けたステップ/ステップ1①

ステップ1 市町村内部での意思統一

- * 実施上の問題点と対応策について検討
- * 市町村内部（歯科保健や母子保健主管課、教育委員会）の意思統一・合意
- * 地域歯科医師会・薬剤師会への相談及び協力依頼

- ・ まずは市町村内部（歯科保健や母子保健主管課、教育委員会等）の意思統一が大切
そのための準備として、
 - ☑市町村全体や各々の小中学校のむし歯有病者数（有病者率）、むし歯数の推移等のデータを収集し現状を分析
 - ☑これまで行ってきた歯と口の健康づくりに関する事業を評価
- ・ 次に、フッ化物洗口実施上の問題点と対応策について検討
→市町村内部の意思を統一した段階で事業実施計画（様式例5-1）の概要を策定



1 フッ化物洗口実施に向けたステップ/ステップ1②



- ・ フッ化物洗口の実施には関係者の理解と協力が必要

関係機関	役割分担
学校	フッ化物洗口の実施、教職員の研修、児童生徒・保護者への歯科保健教育、歯科健診結果の集計・評価等
学校歯科医	学校への指導・助言、洗口指示書の作成、研修会や説明会における講師、情報提供や歯科保健教育等
歯科医師会	各地区における指導・助言、説明会や講演会の開催、講師派遣等
市町村・市町村教育委員会	フッ化物洗口の事業化・評価、学校への指導・助言、教職員等への研修、関係機関との連携・調整、住民等への情報提供等

1 フッ化物洗口実施に向けたステップ/ステップ2

ステップ2 関係者の理解と合意

- * 実施上の問題点と対応策について検討
- * 市町村内部（歯科保健や母子保健主管課、教育委員会）の意思統一・合意
- * 地域歯科医師会・薬剤師会への相談及び協力依頼

- ・市町村（歯科保健や母子保健主管課、教育委員会等）、地域の歯科医師会、校長、学校薬剤師等の関係者による検討会を開催
→フッ化物洗口の実施計画案について十分協議
- ・その結果に基づき市町村の方針を決定
→学校ごとに事業実施計画（様式例4-1）を策定



1 フッ化物洗口実施に向けたステップ/ステップ3①

ステップ3 予算化、議会

- * 市町村における予算案作成
- * 議会への説明資料作成



- ・関係者の理解と合意を得たうえで、フッ化物洗口開始の日程や実施方法などの詳細について、協議のうえ最終決定
→フッ化物洗口実施に関する予算要求（ステップ1で予算要求する場合もあり）
研修会や説明会における講師謝金、薬剤・器材の購入費等
- ・実施規模を考慮して予算書作成、議会への説明資料・想定問答等の資料も準備。

1 フッ化物洗口実施に向けたステップ/ステップ3②



- ・国庫補助金を活用する場合の補助基準額・要件（令和5年度時点）

「8020運動・口腔保健推進事業」 歯科疾患予防事業	
実施主体	市町村（※市町村が補助申請するもの。例年5月頃に県から市町村歯科保健担当課に申請見込みを照会）
補助基準額	2,421千円・補助率1/2 （R4年度1,553千円・補助率1/2）
事業内容	う蝕予防のためのフッ化物洗口又はフッ化物歯面塗布に関する取組を行う。
補助条件	市町村が実施する事業については、以下の条件を満たすものとする。 ○他の国庫補助事業に該当する事業については、この事業の対象とはしない。 ○当該年度において、都道府県等による財政上の支援を受けないこと。

1 フッ化物洗口実施に向けたステップ/ステップ3③



- ・予算の参考情報その1
県内市町村におけるフッ化物洗口の1人あたり年間経費は500円～700円程度

市町村名	R4予算総額	1人あたり 年間経費	R4対象（学校数・人数）			
			小学校		中学校	
三 沢 市	1,476千円	約490円	7校	2,000人	5校	1,000人
鱒ヶ沢町	325千円※	約650円	2校	280人	1校	180人
大 間 町	168千円	約500円	2校	200人	1校	140人
風 間 浦 村	41千円	約530円	1校	50人	1校	30人

※鱒ヶ沢町のR4予算額には、保育所60人分を含む。

1 フッ化物洗口実施に向けたステップ/ステップ4

ステップ4 教職員の理解

- * 教職員を対象とした説明会
- * 学校への資料配布



- ・ 教職員を対象とした説明会

☑市町村の事業実施方針とその決意を明確に伝え、フッ化物の基礎知識や実施上の問題点などを十分検討→共通理解+安全に実施できる体制整備

☑フッ化物洗口の知識についての講師は学校歯科医が◎→難しい場合は県歯科医師会へ相談

- ・ 校長、教頭、保健主事、養護教諭は中心的役割を担う立場→十分な連携のもとで準備。
- ・ 学級担任には適切に洗口実施できるよう徹底、その役割についても理解を得る。
- ◆市町村は適宜学校側と連絡をとり、お互いに協力して計画を進めることが必要。
- ◆学校歯科医に指導・助言を仰ぐ。
この時、薬剤の種類、取扱方法等をなるべく早く決めておく。

1 フッ化物洗口実施に向けたステップ/ステップ5①

ステップ5 保護者の理解

- * 保護者を対象とした説明会、資料配布
- * 市町村広報誌の活用
- * フッ化物洗口実施希望の確認

- ・ 保護者説明会の開催

☑フッ化物洗口について保護者に十分理解してもらうため、事前に保護者説明会を開催

☑説明会の開催に前後してリーフレット（様式例12）等を配布するのも効果的

☑説明会では質疑応答の時間を十分に確保し、保護者の理解が得られるように配慮

☑講師は学校歯科医が最適→都合がつかない場合などは県歯科医師会へ相談

☑ほかに、学校の「保健だより」、市町村の広報等を活用した啓発も効果的



1 フッ化物洗口実施に向けたステップ/ステップ5②



- フッ化物洗口実施希望調査の実施

フッ化物洗口を開始する前に、保護者に実施希望の有無を文書（様式例3）で確認

<留意点>

- ①実施希望調査は、保護者説明会終了後、保護者の関心と理解が薄れない早い時期に実施。
- ②フッ化物洗口開始後は、毎年度、新入生の保護者を対象に、フッ化物洗口に関する説明を行い、参加の有無について希望を取る。
- ③保護者説明会に出席できなかった保護者には、説明会の資料等を配布する。
- ④フッ化物洗口は強制ではなく、保護者の実施希望に基づいて行うので、中止や実施希望はいつでも受け付ける。
- ⑤フッ化物洗口はあくまで希望に基づく実施のため、承諾書の形式はとらず、押印も不要とする。
フッ化物洗口を希望しない保護者も含め、必ず全員提出してもらう。
- ⑥フッ化物洗口を希望しない児童生徒には、水道水での洗口を行う等の配慮をする。

1 フッ化物洗口実施に向けたステップ/ステップ6①

ステップ6 実施に向けた準備・学校における実施

- * 用具、器材の購入
- * 実施方法について教職員の実技研修
- * うがいの練習



(1) 洗口指示書・器具や器材等の準備

学校歯科医に指示書（様式例6-1）の発行を依頼、洗口に必要な器具や器材を準備。

(2) うがいの練習

奥歯までしっかりと洗口液が届くようにする必要があるため、また、吐き出しがきちんとできるか確認するため、洗口を始める前に水道水でブクブクうがいの練習をする。まずは水道水を30秒間口に含み続ける練習からはじめ、慣れてきたらブクブクうがいの練習に進む。

1 フッ化物洗口実施に向けたステップ/ステップ6②

(3) 学校における実施

☑安全にフッ化物洗口を実施するため、研修や打合せ等を適時実施。

☑校長等の管理職は、薬剤や洗口液の管理、調製、指導等の担当者とその役割を明確にしておく。

☑薬剤の安全な保管場所を確保する。

◆フッ化物洗口は、学校保健安全計画に位置付け、学校保健管理の一環として実施する。

(4) チェックリストの活用

新規にフッ化物洗口を開始する場合には、チェックリスト（様式例9）の全項目をチェック。



2 フッ化物洗口の実施方法（1）洗口回数・薬剤の決定①

- ・洗口回数 : フッ化物洗口には週5回法（毎日法）と週1回法とがある。
→効果に差は認められず、学校では週1回法を行うことが多い。
- ・時間帯 : 全員が集合して、洗口後30分間は飲食をしない時間帯に行く。
（朝の始業時、昼食後、帰宅時など）
- ・うがい時間 : 30秒から1分程度
- ・薬剤 : 簡便かつ安全に行うため、市販のフッ化物洗口剤（ミラノール顆粒あるいはオラブリス洗口用顆粒）を使用。
→学校歯科医がフッ化物洗口剤の指示書（様式例6-1）を作成し、学校で決められた量の水道水に溶かしてフッ化物洗口液を準備。



◆顆粒の薬剤ではなく、フッ化物洗口液（調製後＝水道水で溶解済みのもの）が学校に届く仕組みを市町村単位で整えておくと、学校の負担が軽減される。

2 フッ化物洗口の実施方法（1）洗口回数・薬剤の決定②

■フッ化物洗口医薬品

※効果に差は
認められない。



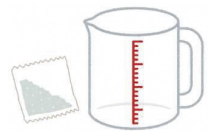
ミラノール顆粒11%
(株式会社ビーブランド・
メディコーデンタル)

オラブリス洗口用顆粒11%
(株式会社ジーシー昭和薬品)

フッ化ナトリウム濃度 (洗口液のフッ化物濃度)	1人あたりの 洗口液の量	薬剤の種類	1包の量	1包あたりの 水の量
0.199% (約900ppm)	10ml	ミラノール	1.8g	100ml
			7.2g	400ml
		オラブリス	6g	332ml

2 フッ化物洗口の実施方法（1）洗口回数・薬剤の決定③

■必要な薬剤量の目安



◇例1 ミラノール7.2gを使用

実施人数120人（20人×6クラス）、ディスペンサー付きボトル6本使用の場合

①使用する洗口液量 $10\text{ml} \times 120\text{人} \times 1\text{回} = 1,200\text{ml}$

②ディスペンサー付きボトルの必要残量 $100\text{ml} \times 6\text{本} = 600\text{ml}$

③必要な洗口液量 $1,200\text{ml} + 600\text{ml} = 1,800\text{ml}$

④必要な薬剤包数 $1,800\text{ml} \div 1\text{包あたり水}400\text{ml} = 4.5 \div 5\text{包}$

→作成量：2,000ml、ミラノール7.2gを5包使用

◇例2 オラブリス6.0gを使用

実施人数300人（25人×12クラス）、ディスペンサー付きボトル12本使用の場合

①使用する洗口液量 $10\text{ml} \times 300\text{人} \times 1\text{回} = 3,000\text{ml}$

②ディスペンサー付きボトルの必要残量 $100\text{ml} \times 12\text{本} = 1,200\text{ml}$

③必要な洗口液量 $3,000\text{ml} + 1,200\text{ml} = 4,200\text{ml}$

④必要な薬剤包数 $4,200\text{ml} \div 1\text{包あたり水}332\text{ml} = 12.65 \div 13\text{包}$

→作成量：4,316ml、オラブリス6.0gを13包使用

2 フッ化物洗口の実施方法（1）洗口回数・薬剤の決定⑤

■フッ化物洗口の年間実施回数の例

初年度

月	実施回数	実施例
4	0	フッ化物洗口実施準備期間 (説明会開催、予行演習等)
5	0	
6	4	
7	3	夏休み期間中は実施しない (7月最終週、8月) 
8	0	
9	5	
10	5	
11	4	
12	3	冬休み期間中は実施しない (12月最終週、1月第1週)
1	4	
2	4	
3	3	3月第4週まで実施
計	35	

次年度以降

月	実施回数	実施例
4	4	4月第2週から開始した場合 
5	5	
6	4	
7	3	夏休み期間中は実施しない (7月最終週、8月)
8	0	
9	5	
10	5	
11	4	
12	3	冬休み期間中は実施しない (12月最終週、1月第1週) 
1	4	
2	4	
3	3	3月第4週まで実施
計	44	

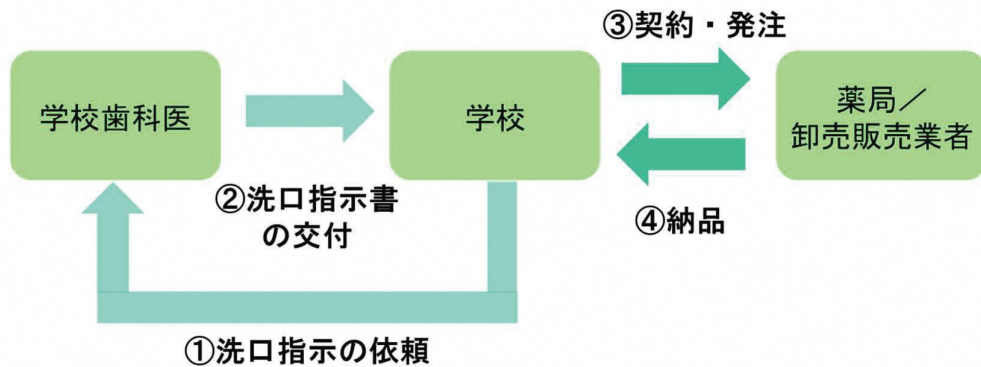
2 フッ化物洗口の実施方法（2）薬剤の購入①

- ・フッ化物洗口に使用する薬剤（顆粒）は「処方箋医薬品以外の医療用医薬品」
→購入の際は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下「医薬品医療機器等法」という。）を遵守
- ・以下に薬剤調達の原則のほか、3つのパターンを例示
→地域の実情を考慮しつつ、調製後のフッ化物洗口液が学校に届く仕組みを市町村単位で整えることで、学校の負担が軽減



2 フッ化物洗口の実施方法（2）薬剤の購入②

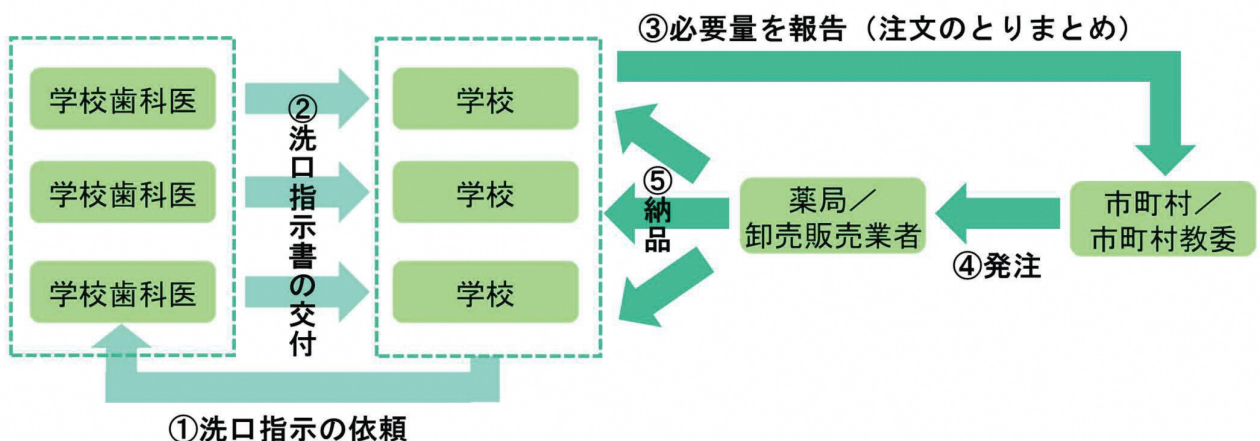
1. 【原則】学校が薬局／卸売販売業者から薬剤を直接購入する場合



- ①学校から学校歯科医へ洗口指示を依頼します。
- ②学校歯科医からの洗口指示書（P. 49様式例6-1）により、学校は必要量を把握します。
- ③学校から薬局／卸売販売業者へ発注します。
- ④薬局／卸売販売業者は学校に納品します。（納品時には学校で譲受書（P. 52様式例7）をご準備ください）

2 フッ化物洗口の実施方法（2）薬剤の購入③

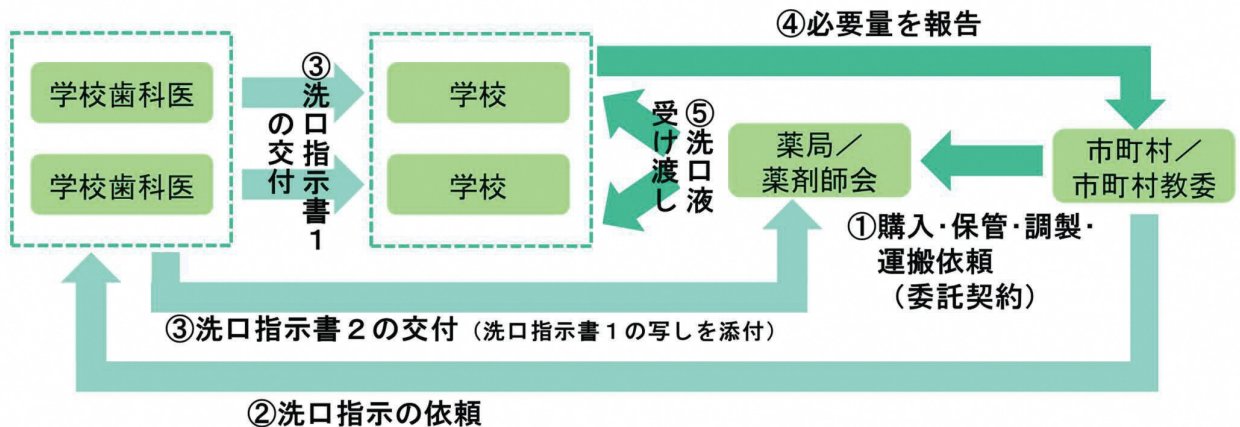
2. 市町村がまとめて購入し、各学校に薬剤を納品する場合



- ①学校から学校歯科医へ洗口指示を依頼します。
- ②学校歯科医が交付した洗口指示書（P. 49様式例6-1）を学校が受け取ります。
- ③学校は、市町村／市町村教委に必要量を報告します。
- ④市町村／市町村教委が必要量を集計し、薬局／卸売販売業者へ発注します。
- ⑤薬局／卸売販売業者が各学校に納品します。（納品時には学校で譲受書（P. 52様式例7）をご準備ください）

2 フッ化物洗口の実施方法（2）薬剤の購入④

3. 市町村がまとめて購入し、各学校に調製した洗口液を受け渡しする場合



- ①市町村／市町村教委は薬局／薬剤師会と事前に薬剤の購入・保管・調製・運搬等の依頼内容を確認し、委託契約を結びます。
- ②市町村／市町村教委（または学校）から学校歯科医へ洗口指示を依頼します。
- ③-1 学校歯科医が交付した洗口指示書1（P.49様式例6-1）を学校が受け取ります。
- ③-2 学校歯科医が交付した洗口指示書2（P.50様式例6-2）と洗口指示書1の写しを、薬局／薬剤師会が受け取ります。
- ④学校は、市町村／市町村教委に必要量を報告します。
- ⑤薬局／薬剤師会で調製後、洗口液を学校へ受け渡します。（調製後なので譲受書は不要です）

2 フッ化物洗口の実施方法（3）薬剤の管理・調製・保管



・フッ化物洗口剤（顆粒）は希釈前は劇薬→取扱に注意が必要！

劇

☑（法的には施錠義務ないが）薬剤を鍵のかかる戸棚や金庫等に他のものと区別し保管。

* 1回に使う包数にまとめ、それぞれに1から順次番号をつけ、薬剤出納簿（様式例8）を作成し、管理すると簡便かつ確実。

☑薬剤受取時やフッ化物洗口液を作る時には、その都度薬剤出納簿に記入→責任者が確実に管理。

☑フッ化物洗口液は、養護教諭等が歯科医師の指示書に基づき、プラスチック製の容器を使用し調製。（フッ化物はガラスに反応するため、ガラス製の容器は使用不可）





☑調製後は、毒性がないため「劇薬」には該当しないが、洗口液の保管容器（ディスペンサー付きボトル等）には必ず「フッ化物洗口液」と明記。なるべく直射日光に当たらない冷暗所等に保管。

☑洗口終了後は、残った洗口液を廃棄し、ディスペンサー付きボトル等は、水道水により十分に洗浄し、水を切り、よく乾燥させる。

☑必要に応じて2～3か月に1回、次亜塩素酸ナトリウム等を用いて消毒。

2 フッ化物洗口の実施方法（5）器具や器材の準備①

- フッ化物洗口を実施する場合、次の器具や器材が必要。

必要物品	個数	備考
ディスペンサー付きボトル (フッ化物洗口液である ことを明記) 	各クラスに 1個	フッ化物洗口液を分注するために使用するもの。 フッ化物洗口を希望しないお子さんがいる場合は、水道 水用のボトルも用意。 (水道水用はボトルに水と記載)
溶解用ボトル (ポリタンク等) 	各学校に 1～2個	溶解をディスペンサー付きボトルで行う場合は不要。
フッ化物洗口剤 	指示書に 基づく	ミラノール顆粒11%またはオラプリス洗口用顆粒11%
紙コップ 	人数分	※個人のプラコップを使用する方法もあります。 フッ化物はガラスに反応するのでガラス製のコップは 使用できません。

2 フッ化物洗口の実施方法（5）器具や器材の準備②

必要物品	個数	備考
ティッシュペーパー 	各クラスに 1個	フッ化物洗口液と一緒に、1人につき1～2枚を配布。
時間を計るもの 	各クラスに 1個	タイマーや洗口用音楽CD等を使用し、時間を計る。
買い物カゴなど 	各クラスに 1個	フッ化物洗口液等の運搬・配布時に使用。
ゴミ袋 	適宜	使用後の紙コップを捨てるもの。
次亜塩素酸ナトリウム 例) ハイター ミルトン等 	適宜	器材の消毒時に必要に応じて使用。
水切りかご等		

3 フッ化物洗口の実施体制（1）学校での役割分担



- ・学校では、教職員全体で業務を分担し実施することが継続の秘訣。
- ・学校歯科医の指示のもと、行政とも連携し支援を受けながら、外部関係者も含め全体で取り組む。

学校での役割分担（例）

学校歯科医	学校への指導・助言、洗口指示書の作成、研修会や説明会における講師、情報提供や歯科保健教育等
学校薬剤師	学校への指導及び助言
校長等の管理職	事業統括、保護者説明会の開催、薬剤保管状況の確認、教職員の支援
保健主事	学校保健計画の立案、教職員への共通理解を図る
養護教諭	フッ化物洗口液の調製・保管、学校歯科医・学校薬剤師との連絡、資料の作成、学級担任との連絡・打合せ、児童保健委員会の指導
学級担任	保健指導資料・保健だより等を活用した児童・生徒の指導の徹底 実施希望者の確認と名簿の作成・管理（途中中止及び実施希望者の申し出受理）
保護者	説明会への参加、希望調査書提出
児童生徒	洗口の準備、後片付け
教育委員会・市町村	事業実施にあたり、事業の計画、予算の確保、住民への周知、関係者の実施体制の構築等

3 フッ化物洗口の実施体制（4）実施主体の留意事項①

- ・安全で効果的に継続実施していくには、実施主体（市町村等）における管理体制が重要。薬剤の紛失等による事故が生じないように、より安全に実施するため、次の項目に留意。

☑指示書の記載内容の確認

安全な実施には、正しい濃度で行うことが前提となりますが、薬剤量や水量について指示書の記載に誤りがあると、洗口液の濃度が変わり、健康被害につながる可能性があります。決められた濃度で確実に実施するため、指示書の記載内容に誤りがないか、十分に注意します。

- ☑市町村で薬剤の必要量を算出する場合、**薬剤の計算等**を誤る可能性が考えられるので注意します。

（表計算ソフトの計算式誤り、入力誤り、小数点以下の処理の誤り等）

☑医薬品医療機器等法を遵守した薬剤の購入

洗口に使用する薬剤は医薬品であるため、購入には医薬品医療機器等法を遵守します。

- ☑フッ化物洗口剤は、**薬局または医薬品販売業者（卸売販売業者）**から購入します。

※公立の学校：市町村がまとめて薬剤を購入することができます。

私立の学校：学校が直接購入しなければなりません。



☑薬剤管理の徹底

薬剤（顆粒）を誤って飲み込んだ場合、重大な健康被害が起こる可能性があります。

薬剤の紛失等が起こらないよう、管理を徹底します。

☑各学校における薬剤の年間必要量を確認し、発注管理を行います。

☑薬剤の受取時には、必ず薬剤の個数を数えて確認し、薬剤出納簿に記入・押印するよう徹底します。

☑薬剤使用時にも、毎回薬剤の残数を確認し、薬剤出納簿に記入・押印するよう徹底します。

☑確実な事務引き継ぎと職員の理解促進

担当者が変わった際に、指示書の記載を誤る等の可能性があります。所管する課、係、担当者が変更となる場合、事務引き継ぎを確実にします。

また、安全な洗口実施のために、年に1回は、説明会等により職員の理解を深めるよう努めます。



今を変えれば！未来は変わる！！



県及び県歯科医師会ホームページにフッ化物洗口に関する情報を掲載しています。マニュアル（PDF）及び様式例（Word・Excel・PowerPoint）のデータは、青森県ホームページからダウンロードしてご利用いただけます。

○青森県健康福祉部がん・生活習慣病対策課

（URL）<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/ganseikatsu/f-senko.html>

青森県庁ホームページ内で「フッ化物洗口」と検索してください。

○青森県歯科医師会

（URL）<https://www.aomori-da.org/>



資料のダウンロード



pref.aomori.lg.jp

様式例の一括ダウンロード

様式例の一括ダウンロード[1794KB]

様式例の個別ダウンロード

- 様式例 1 (フッ化物洗口事業実施要領) [51KB]
- 様式例 2 (学校長あて実施依頼通知) [48KB]
- 様式例 3 (フッ化物洗口希望調査書) [46KB]
- 様式例 4-1~4-4 (学校の実施計画・手順・役割分担表・申込状況報告書) [64KB]
- 様式例 4-5①② (児童生徒歯の状態調べ_学校別集計表) [44KB]
- 様式例 4-5③ (児童生徒歯の状態調べ_教育委員会集計用) [44KB]
- 様式例 5-1 (事業実施計画) [13KB]
- 様式例 5-2 (事業実施計画) [1KB]
- 様式例 6-1 (指示書) [16KB]

本研修会は

郡市歯科医師会で活用できるように準備する予定です。

YouTube限定公開とし、郡市歯科医師会にURLを送信する方法を検討中です。

例 弘前市

東奥日報

セメント)の手続きにどう反映していくか注視していく」と述べた。小笠原良子議員(共産)の質問に答えた。

一般質問は全部で6議員が行った。(寺沢龍哉)

フッ化物うがい
大和沢小で試行
虫歯予防目指す

弘前市議会
一般質問

弘前市議会は8日、一般質問を行った。桜田宏市長は、子どもの虫歯予防のため、フッ化ナトリウム溶液でうがいする「フッ化物洗口」を市内小学校で行う方針を示した。まず大和沢小学校で試行し効果を検証した上で、他の市立小中学校にも広げる方向で検討する。今泉昌一議員(さくら未来)の質問に答えた。

2020年度のまとめでは、虫歯がある同市の小学生の割合は47・6%、中学生は45・0%で、いずれも全国平均を10%程度上回っている。市教育委員会によると大和沢小では保護者の了解を得た上で、早ければ10月にもフッ化物洗口を週1回行う。学校単位で取り組むのは同市で初めて。県内外の市町村で徐々に導入が進んでおり、虫歯発生率を抑える効果が確認された自治体もあるという。

桜田市長は答弁で「健康都市弘前の実現には、子どもたちの意識向上や健やかな成長が重要。弘前歯科医師会に協力いただき、生涯にわたる歯と口腔の健康づくりを進める」と述べた。

一般質問は5議員が登壇した。(古川靖隆)

発言に一部誤り
議事録から削除

横浜町議会・菊地議員
横浜町議会の菊地英史議員が8日の定例町議会本会議の席上、6日の本会議で行った教育長人事案の反対討論に関し、自身の発言内容に一部誤りがあったとして議事録から削除するよう求め、陳謝した。議会側は了承した。

菊地議員は反対討論で「教育大綱も前教育長のまま」と述べたが、教育大綱は地方公共団体の長が策定することになっているという。同議員は8日、「教育大綱の出身に関し、知識・情報収集不足だった。教育長が作ると思っていた」と述べ、謝罪した。(兼平昌寛)

Q なぜ集団でフッ化物洗口を行った方がよいのですか？

集団で洗口を行うと、継続性が保たれ、実施している学校内のすべての子どもたちに対してむし歯を予防する機会を平等に設けることができます。

各家庭で実施すると、ごく一部の家庭でしか継続されなかったり、むし歯になりやすい人ほど洗口を行わなかったりするなど、家庭状況の差によって歯の健康に格差が生じてしまいます。

Q フッ化物洗口を希望しない人への配慮はどうすればよいですか？

フッ化物洗口は安全性や予防効果に優れたむし歯予防法であり、なるべく多くの子どもたちの参加を得るため、実施前に説明会を開催し、十分な理解を得ることが大切です。

しかし、参加は任意であるため、説明を聞いても希望しない人は、水道水で洗口を行うなどの配慮が必要です。

Q 学校でのフッ化物洗口は医療行為にあたりないのですか？

昭和60年3月、国会答弁において「フッ化物洗口は、学校における保健管理の一環として実施されているものである」と政府の見解が示されており、医療行為にはあたりません。

Q 洗口液の作製は、医療従事者でなくても行えますか？

行うことができます。

昭和60年3月、国会答弁において「学校の養護教諭がフッ化ナトリウムを含有する医薬品をその使用方法に従い溶解、希釈する行為は、薬事法及び薬剤師法に抵触するものではない」という政府の見解が示されています。

**Q フッ化物洗口は劇薬を用いると聞きましたが、大丈夫でしょうか？
フッ化物洗口剤や洗口液を取り扱う際に気をつけることはどんなことですか？**

フッ化物洗口剤（ミラノール、オラブリス）は希釈前は劇薬であるため、各学校で他の物と区別して保管し、（法的義務はありませんが）施錠して管理する必要があります。

しかし、希釈することでフッ化物濃度が1%以下となることから、劇薬指定から除外され、学校等で取り扱うことに問題はありません。

フッ化物洗口を実施する際は、歯科医師等が発行した指示書に基づき、教職員が洗口剤を水道水で溶解、希釈して洗口液を調製します。希釈された洗口液は劇薬ではありませんが、洗口液の保管容器（ディスペンサー付きボトル等）には必ず「フッ化物洗口液」と明記し、内容物がわかるようにします。

Q 身体へ悪影響がないか心配です。

フッ化物洗口を含む各種のフッ化物応用法に関しては、世界で過去60年間の研究データが積み重ねられ、効果、安全性には科学的な根拠があるものとして確立しています。

これらの結果を踏まえ、世界保健機関WHOや国際歯科連盟などの国際機関、また日本においても厚生労働省、文部科学省、日本歯科医師会、日本学校歯科医会等の政府及び専門団体、日本口腔衛生学会等の学術団体が、フッ化物応用の効果・安全性を確認し、フッ化物応用の推進を図っています。

Q フッ化物洗口でアレルギーを発症させてしまう可能性はありますか？

今までフッ化物をお茶などを通じて身近に経験してきた人の歴史の中で、フッ化物でアレルギーがあったとする事例は見当たりません。

また、ほぼ9割の歯みがき剤にフッ化物が配合されていますが、歯みがき剤のフッ化物でアレルギーを起こしたという報告はなく、新潟県が集団フッ化物洗口に取り組んで以来、数十年を経過した今も、健康被害が起こったという報告はありません。

専門機関や学会においても、フッ化物とアレルギーの関係は科学的に否定されています。

Q 歯科矯正治療中ですが、フッ化物洗口を行ってもよいですか？

フッ化物洗口で金属が腐食することはないので、矯正治療中にフッ化物洗口を行うことは全く問題なく、推奨します。装具をはずす必要もありません。矯正治療中は口腔内が複雑になり、むし歯リスクが高くなるため、通常よりむし歯予防に力を入れることが重要です。

同様に、口腔内に金属の詰め物が入っていても、フッ化物洗口を行うことは全く問題ありません。

Q 誤飲してしまったらどうなりますか？ どのように対応しますか？

仮に誤って1人1回分（小中学生 10ml）のフッ化物洗口液を飲み込んだ時のフッ化物の量は2mgです。

この量では特別な処置、対応は必要ありません。

フッ化物洗口後、洗口液を吐き出しても全体量の10～15%の液が口の中に残りますが、その中のフッ化物の量は、毎日紅茶を1～2杯飲んだ時にとる量と同じで、問題ありません。